

令和4年4月15日 佐藤

~ ひとり親家庭等への支援策をさらに拡充します ~

新たに「公正証書等作成費用補助」を開始しました

墨田区では、ひとり親に寄り添った支援をさらに拡充するため、離婚後に子どもが長期的に安定した生活を送れるよう、令和4年4月から、ひとり親家庭を支援する養育費等支援事業をさらに拡充し、同事業を利用して公正証書等()を作成した場合の作成費用を補助する事業を新たに開始した。

()公正証書等とは、養育費の取り決めに関わる債務名義となる公正証書、調停調書、審判書、確定判決その他の公の文書のこと。

コロナ禍でひとり親家庭等の減収が深刻化し、区民等からのニーズも増えてきており、本事業では、離婚に際して養育費の取り決めについてお悩みの方などを対象とし、経験豊富な相談員が養育費等の金額や受け取り方についての悩みや相談に応じ、公正証書等の内容や作成方法に関する助言や、弁護士事務所や離婚調停への同行などの支援を行ってきた。

事業を開始した令和3年2月から、これまでに24人の方が利用し、延べ66回の相談・同行を行っている。利用者からは「アドバイスをもらいながら準備ができ、精神的にも支えてもらえてよかった」「次に何をすべきか確認しながら進めることができて助かった」などといった声が寄せられている。

本補助事業の開始により、ひとり親家庭等が養育費の取り決めについて動き出すきっかけになることを期待する。

区の担当者は「養育費については、まずは取り決めをすることが大切であると考えています。 本事業での相談を通して、養育費の取り決めを進めていただきたいです。」と話す。



パンフレットを紹介する生活福祉課の職員

《概要》

補助事業開始日:令和4年4月1日(金)から(養育費等支援事業は令和3年2月1日から)

対象:墨田区に住所のある母子家庭の母または父子家庭の父で18歳未満の子を扶養している方 離婚前でも将来における離婚の意思が明確な方で、18歳未満の子を扶養する予定の方も対象

公正証書等作成費用補助要件:養育費等支援事業を利用して、公正証書等の作成に至った方

補助対象となる経費:公証人手数料、調停、裁判に係る収入印紙代等

《問合せ》生活福祉課 03-5608-1295